随意契約の適正化の取組状況(未定稿)

国	独立行政法人	背景等
(18年2月)	(18年3月)	(18年1月)
〇「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)	口総務省行政管理局から各府省を通じて各法人に対して要請	〇防衛施設庁官製談合問題
(主な内容)	·法人の業務方法書又は会計規程等において、 <u>随意契約の基準を具体的に規定</u> するとともに、	〇防衛施設技術協会、建設弘
Ⅱ 随意契約の適正化	<u>ホームページ上で公表</u>	済会等との随意契約問題
1 随意契約の緊急点検	・国の基準も参照しつつ、一定額以上の随意契約(理由等を含む)について、ホームページ	
2 随意契約の緊急点検等を踏まえた見直し	<u>上で公表</u> 、その旨を業務方法書又は会計規程等に盛り込む	
・緊急点検を行った結果を踏まえ、平成 18 年6月を目途に各省庁において「随意契約見		
直し計画」を策定		
3 随意契約の緊急点検結果及び見直しの内容等についての報告並びに公表等		
4 随意契約に係る情報の公表等の充実等		
・平成 18 年度以降において各省庁が締結した随意契約のうち、契約の相手方が所管公益		
法人等であるものについて、随意契約によることとした理由を具体的かつ詳細に記載		
5 内部牽制の充実		
・財務省通知による各省庁における内部監査の重点的実施に関し、 <u>所管公益法人等との間</u>		
<u>の随意契約についても重点的に監査</u>		
(18年6月)	(18 年 11 月)	
○各府省において随意契約の緊急点検を行い、その結果を踏まえ、「随意契約見直し計画」を作成	□総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会 平成 17 年度意見 (2次意見)	
(主な内容)(例)	・国における取組等を踏まえ、各法人における一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、	
1 見直し計画	契約に係る情報公開等についての取組状況等についての評価を行うこと。	
・随意契約によることがやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行		
2 随意契約見直し計画の達成に向けた具体的取り組み及び移行時期		
・平成〇年度から順次一般競争入札等に移行することとし、以下の措置を講じる。		
・総合評価方式の導入拡大		
・複数年度契約の拡大 等		
〇「公益法人等との随意契約の適正化について」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) ・所管公益法人等との随意契約見直し計画を策定		
(19年1月)	(19年2月、5月)	(19年5月)
〇「所管公益法人等以外との随意契約の適正化について」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ)	口総務省行政管理局、行政評価局から各府省を通じて各法人に対して要請	〇(独)緑資源機構官製談合
・所管公益法人等以外の者との随意契約見直し計画を策定	・一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し	問題
	・契約に係る情報公開等を通じた業務運営の一層の効率化	
	・各府省における年度評価や中期目標期間終了時の見直しにおいて、競争入札及び随意契約	
	の件数、金額、予定価格、落札率、競争入札等に移行した事例、随意契約によることとし	
	<u>た理由、随意契約締結先の同一所管公益法人における法人出身役員数等を把握・公表</u> し、	
	事後評価	

	独立行政法人	背景等
	 (平成19年8月) □独立行政法人整理合理化計画の策定に向けた基本方針(閣議決定)(抜粋) ・平成18年度に締結した随意契約について、一般競争入札等に移行できないか、との観点で見直しを行い、各法人ごとに「随意契約見直し計画」を策定(→19年内に策定済)(主な内容)(例) 1 随意契約の見直し計画 ・随意契約によることが真に止むを得ないものを除き一般競争入札等に移行 2 随意契約見直し計画の達成に向けた具体的取り組み及び移行時期 ・平成〇年〇月までに、以下の措置を講じ・・平成〇年度から一般競争入札等に移行・総合評価方式の導入拡大・複数年度契約の拡大等 (注)見直し計画には、同一所管法人等、同一所管法人等以外の者に区分されている。 	
(19年11月) 〇「随意契約の適正化の一層の推進について」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) (主な内容) 2 監視体制の充実強化 (1)各府省における監視体制の強化 ・ 全ての契約の監視が行えるよう、全ての府省に第三者機関を設置	(19年11月) 〇「随意契約の適正化の一層の推進について」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ) (主な内容) 2 監視体制の充実強化 (1)各府省における監視体制の強化 ・ 独立行政法人等のそれぞれの監事、会計監査人等に対し、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックをするべき旨、各府省を通じて指示・要請 ・ 独立行政法人については、各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価	(19年10月) 〇随意契約の適正化の更なる 推進について、内閣総理大臣 から指示(30日閣僚懇談会)
(2) 各府省等の取り組みを一元的・横断的に監視する体制の整備 ・ 各府省における「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」を総務省の行政評価等プログラムに追加的に位置づけ、来年1月より重点的に実施し、1年を目途に取りまとめる。その際、第三者機関による監視状況についても調査	(2)各府省等の取り組みを一元的・横断的に監視する体制の整備 ・ 独立行政法人については、 <u>総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会において、各府</u> 省の独立行政法人評価委員会の評価を厳正に評価	
 随意契約の適正化のための政府のフォローアップ体制 随意契約の適正化をより一層推進する観点から、各府省の取組について的確にフォローアップするため、本会議の議長を内閣官房副長官に改め 各府省においては、随意契約の適正化に向けて不断の努力を講じるとともに、公共調達に関わる全ての職員が、契約をはじめとする公共調達の全ての過程において関係する諸法令等を遵守するとともに、適正な契約の執行に万全の注意を払うよう、様々な機会を捉えて徹底を図るものとし、不適切な事案が明らかになった場合には厳正に対処 	3 随意契約の適正化のための政府のフォローアップ体制 ・対象を国の随意契約に加え、独立行政法人等の締結する随意契約に拡大し、その取組の体制を強化	

国	独立行政法人	背景等
	(19年11月)	
	口総務省行政管理局、行政評価局から各府省に対し独立行政法人における随意契約の適正化の	
	推進について依頼	
	・所管法人の監事及び会計監査人に対し、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェッ	
	クをするべき旨を要請	
	・各府省の評価委員会に対し、入札・契約に係る事務の執行状況や上記のチェック状況につ	
	いて厳正に評価するよう求める	
	・随意契約見直し計画案の内容を更に精査	
	・「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日財計第 2017 号) に掲げられた各項目に	
	準じて各法人において公共調達の適正化に取り組むよう要請	
	(平成 19 年 12 月)	
	□独立行政法人整理合理化計画(閣議決定)(抜粋)	
	Ⅲ-1-(1)随意契約の見直し	
	① 契約は原則として一般競争入札等 (競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随	
	意契約は含まない。以下、同じ。)によることとし、 <u>随意契約によることができる限度額</u>	
	<u>等の基準</u> について、 <u>国と同額の基準に設定</u> するよう本年度中に措置	
	② 競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。	
	③ 契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に	
	競争性、透明性が確保される方法により実施	
	④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計	
	監査人による監査、評価委員会による事後評価において各々厳正にチェック	
	⑤ 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施	
	⑥ 総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表	
	(20 年 1 月)	
	口総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会 平成 18 年度意見 (2 次意見)	
	・随意契約の適正化については、「独立行政法人における随意契約の適正化について」(平成	
	19 年 2 月 16 日付け総務省行政管理局長及び行政評価局長から各府省官房長あて事務連絡)	
	において、各府省の年度評価等の際に平成 18 年 11 月の当委員会の指摘を踏まえて事後評	
	<u>価を行うことが要請されていながら、実施していない府省評価委員会に対して、今後の評</u>	
	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	
	<u> </u>	